

平成二年十月二十三日受領
答弁 第一号

内閣衆質一一九第一号

平成二年十月二十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 櫻内 義雄 殿

衆議院議員草川昭三君提出日本とドイツ連邦共和国との年金協定に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出日本とドイツ連邦共和国との年金協定に関する質問に対する答弁書

一について

ドイツ連邦共和国との間の年金通算等をめぐる諸問題については、昭和四十二年以来両国の関係者間で協議が行われてきたが、その後両国においてそれぞれ年金法改正の動きがあり、協議が中断していた。昭和五十九年に至り、我が国厚生大臣とドイツ連邦共和国労働社会大臣との間で、本件諸問題について話し合いを再開することで意見の一致をみたことを踏まえ、昭和六十年以降数次にわたり本件諸問題について事務的な話し合いを続けているところである。

二について

ドイツ連邦共和国と我が国との間では年金制度の仕組みが異なるため、問題解決に至るまで

には、なお時間を要するものと考えられるが、今後とも精力的に話合いを続け、時代の要請にこたえるようにしてまいりたい。